

経済産業省 事業復活支援金

新型コロナの影響で2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した中堅企業、中小企業その他の法人等及びフリーランスを含む個人事業者に対して、売上高の落ち込みに応じて法人最大250万円、個人最大50万円が給付される制度「事業復活支援金」がはじまりました。

給付対象となる場合、申請にあたり登録機関による事前確認が必要となります。当所では「武蔵野商工会議所会員企業」のみ、事前確認の受付を行います。

なお、「一時支援金」または「月次支援金」を申請し、受給が確定している方は、改めての事前確認は必要ありません。

<経済産業省：事業復活支援金ホームページ>

<https://jigyou-fukkatsu.go.jp/index.html>

<お問合せ先>

事業復活支援金事務局相談窓口

TEL 0120-789-140 (IP電話の場合 03-6834-7593 ※通話料がかかります)

受付時間 8時30分～19時00分 (土日、祝日を含む全日対応)

～申請までの簡単な流れ～

- 1、申請者ご自身が、事業復活支援金ホームページや経済産業省相談窓口にて給付対象となるかどうかを確認。
- 2、給付対象となる場合は、事業復活支援金の申請用HPにアクセスし申請IDの発行を申請。
- 3、ログインID、パスワードの設定後、マイページが作成される。
- 4、武蔵野商工会議所会員企業は登録確認機関である武蔵野商工会議所へ確認を依頼。
- 5、武蔵野商工会議所にて、事前確認を行う。
- 6、事前確認終了後、申請者はマイページから基本情報、売上額、口座情報などを入力するとともに必要書類を添付のうえ申請。

※事前確認はあくまでも営業実態と制度理解の確認を行うものであり、申請や採択を担保するものではありません。